

滋賀県地域防災計画（震災対策編）の概要

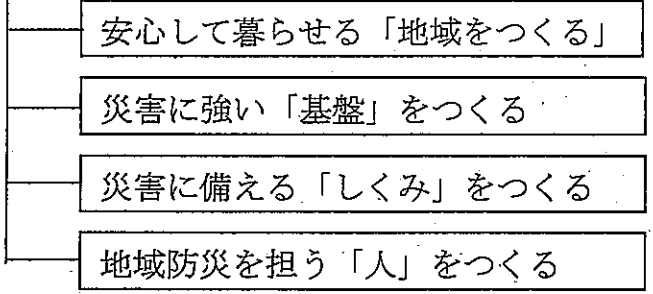
1. 計画の根拠・目的

- ・ 災害対策基本法第40条に基づき、県の地域において地震防災上必要な諸施策を推進するにあたっての基本的な方向を定めたもの
- ・ 国、市町を含む行政と運輸、電力、電話、ガス、医療等の各分野にわたる防災関係や県民が一体となって取り組むべき地震防災対策を定めた総合計画

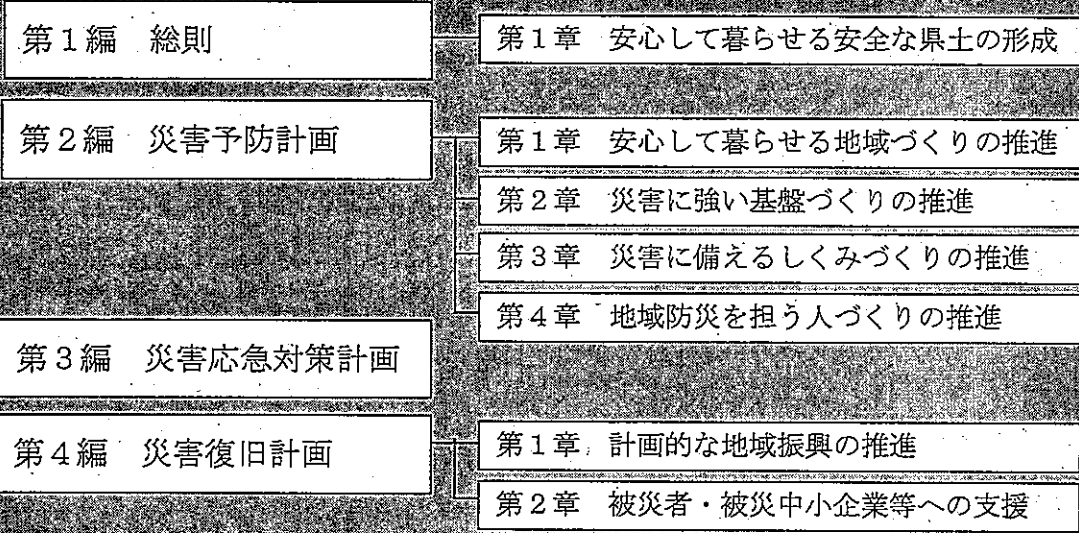
2. 計画の基本理念と構成

【基本理念】

安心して暮らせる安全な県土の形成
～安心して暮らせる地域づくりと安全を支える
基盤・しくみ・人づくり～



【構成】



3. 被害想定

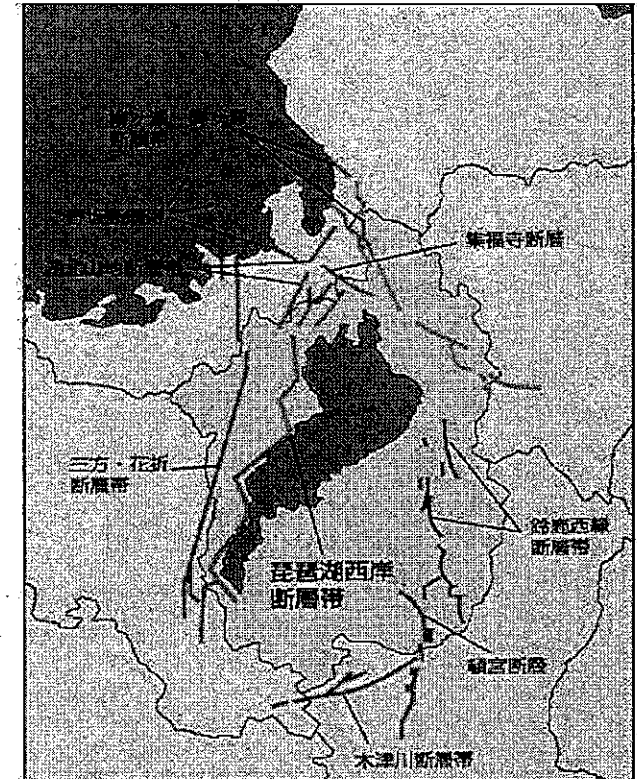
想定地震	発生時刻	建物被害		人的被害			地震火災	避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	重傷者数	炎上出火件数	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース1〕	早朝	45,994	54,078	1,274	10,166	650	39	82,889
	昼間			857	7,941	511	93	
	夕刻			898	7,635	493	93	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース2〕	早朝	43,463	53,711	1,173	9,907	639	37	80,630
	昼間			851	7,389	474	87	
	夕刻			848	7,352	478	87	
琵琶湖西岸断層地震 〔ケース3〕	早朝	37,976	51,689	885	9,947	622	30	72,947
	昼間			676	7,604	469	73	
	夕刻			653	7,402	467	73	
花折断層地震	早朝	6,665	23,392	126	4,475	345	9	23,262
	昼間			94	3,416	267	19	
	夕刻			89	3,289	257	19	
東南海・南海地震	早朝	1,427	5,848	50	702	50	ほぼ0	5,336
	昼間			41	500	41	ほぼ0	
	夕刻			43	531	44	ほぼ0	

*) 重傷者数は、負傷者数の内数

*) 避難者数は避難所生活者の最大数

*) 東南海・南海地震については、中央防災会議の手法を基本に、計測震度と建物被害率との相関関係より算出

県内の主要な活断層の位置図



第1編 総 則

第1章 安心して暮らせる安全な県土の形成

- 第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念
- 第2節 防災圏の設定
- 第3節 行政防災関係機関県民の役割と責務
- 第4節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱
- 第5節 滋賀県の地勢と地震
- 第6節 琵琶湖西岸断層帯等の地震による被害想定
- 第7節 地震調査研究推進本部の長期評価
- 第8節 東南海南海地震防災対策推進地域

第2編 災害予防計画

第1章 安心して暮らせる地域づくりの推進

- 第1節 防災都市の形成
- 第2節 災害に強い農村の形成

第2章 災害に強い基盤づくりの推進

- 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化
- 第5節 電力ガス施設の安全化
- 第6節 上下水道施設の安全化
- 第7節 通信放送施設の安全化
- 第8節 危険物施設等の安全化
- 第9節 鉄道施設の安全化
- 第10節 道路施設の安全化
- 第11節 河川管理施設、港湾施設等の安全化
- 第12節 ため池等農業用施設の安全化
- 第13節 土砂災害地盤災害の防止

第3章 災害に備えるしくみづくりの推進

- 第14節 情報通信体制の整備
- 第15節 火災予防緊急消火体制の充実
- 第16節 救助救急、緊急医療体制の充実

- 第17節 物資の確保と緊急輸送体制の整備
- 第18節 広域避難避難収容体制の整備
- 第19節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化
- 第20節 災害復旧復興への備えの強化
- 第21節 危機管理センター
- 第22節 地震に関する調査研究、観測体制の推進と結果の公表
- 第23節 災害救助基金の積立および運用

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

- 第24節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画
- 第25節 防災訓練の充実
- 第26節 自主防災組織の整備
- 第27節 災害ボランティアへの支援

第3編 災害応急対策計画

- 第1節 災害応急対策の活動体制
- 第2節 災害救助法の適用
- 第3節 相互協力計画
- 第4節 自衛隊災害派遣計画
- 第5節 消防計画
- 第6節 救急救助および医療救護計画
- 第7節 情報連絡計画
- 第8節 通信および放送施設応急対策計画
- 第9節 警備計画
- 第10節 交通規制計画
- 第11節 輸送計画
- 第12節 鉄道施設応急対策計画
- 第13節 道路施設応急対策計画
- 第14節 避難計画
- 第15節 飲料水食料生活必需品等の供給計画
- 第16節 廃棄物処理計画

- 第17節 住宅対策計画
- 第18節 電力ガス施設応急対策計画
- 第19節 上水道施設および下水道施設応急対策計画
- 第20節 危険物施設等応急対策計画
- 第21節 建造物等応急対策計画
- 第22節 河川管理施設等応急対策計画
- 第23節 地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策計画
- 第24節 農林水産施設等応急対策計画
- 第25節 ボランティア対策計画
- 第26節 学校における応急対策計画
- 第27節 災害時要援護者対策計画
- 第28節 東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画

第4編 災害復旧計画

- 第1章 計画的な地域復興の推進
 - 第1節 地域の復旧復興の基本方向の決定
 - 第2節 復興計画の策定
- 第2章 被災者被災中小企業等への支援
 - 第3節 県民生活の支援
 - 第4節 住宅の復興
 - 第5節 雇用の安定と雇用機会の確保
 - 第6節 商工業の再建支援
 - 第7節 農林水産業の再建支援
 - 第8節 金融機関郵政事業の復旧
 - 第9節 激甚災害の指定

○ 国の動向の反映

- 1 災害対策基本法の改正(平成24年6月27日改正法施行)
 - (広域避難)市町域を越える避難は県が、県域を越える避難は国が調整機能を担うことに。
 - (救援物資)被災市町の要請を待たずに県や国が独自判断で供給可能に。
 - (自治体間応援)自治体間の応援について、県や国による調整規定が設けられるとともに平素からの備えに努めることが規定された。
 - (防災会議)防災会議委員として、自主防災組織や学識経験者が新たに追加された。
 - (教訓の伝承)住民の責務として、災害の教訓を伝承することが新たに追加された。
 - (防災教育)地方公共団体等において、防災教育の実施が努力義務とされた。
- 2 南海トラフに関する被害想定等の反映(中央防災会議 南海トラフの巨大地震モデル検討会)
 - ・南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)平成24年3月31日公表。県内での最大震度 震度6弱→震度6強に引き上げ。
 - ・南海トラフの巨大地震による被害想定(直接的被害)推計公表(今年8月下旬を予定)
 - (1)津波の詳細な高さや浸水範囲 (2)人や建物の被害想定 (3)液状化の危険がある範囲 が公表予定。
 - 公表後、「当面実施すべき南海トラフの巨大地震対策のとりまとめ」が出される予定。
- 3 各省庁における検討委員会、専門調査会での報告等の反映

(南海トラフの巨大地震モデル検討会)
 ・被害想定(間接的被害)推計公表
 (平成24年秋頃)
 ・南海トラフの巨大地震対策の全体像とりまとめ
 (平成24年度末頃)

(平成24年秋頃)

(平成25年度)

地域防災計画(震災対策編)の修正

地域防災計画の修正

(南海トラフによる地震への国の対策反映等)
 (県地震被害予測調査最終報告反映等)

○ 関西広域連合 関西防災・減災プラン(総則編、津波・地震災害対策編)の反映

- ・緊急派遣(先遣隊)チームの被災地への派遣
- ・被災府県は被災市町へ職員を派遣し情報収集及び支援を実施
- ・「カウンターパート方式」により被災府県・市町村を支援 等

部局毎での課題の検討

○ 東日本大震災を踏まえた本県における部局取組等の状況照会の反映

- ・各部局における震災を踏まえた取組状況、予定の照会、とりまとめ

部局横断で重点的に取り組むべき課題の整理・検討

- ・物資・燃料の調達・供給
- ・災害時要援護者等の広域避難
- ・災害ボランティアセンター体制が重点課題であると認識。

庁内ワーキング等による検討

- 県による地震被害予測調査の実施(平成24~25年度)
- ・地盤構造モデルの構築
 - ・被害想定